

津波後のアチェにおける土地問題

— 国家の法とアダット土地所有権 —

A Problem of Land Ownership in Post-tsunami Aceh: *Adat* and Indonesian Law

齋藤 千恵*

Chie SAITO

Abstract

This paper examines how tsunami victims in Aceh, Indonesia, have claimed land, on which they had lived until the 2004 Indian Ocean Tsunami hit Aceh. After the disaster, the local government prohibited people from living in a specific area adjacent to the Ocean while providing compensation to only some of the victims and heirs. In this situation, the dispossessed claimed land ownership based on *adat* or customary law. In Aceh, as well as other parts of Indonesia, plural laws, such as state law, Islamic law, and customary laws, have coexisted. Such a complex socio-legal environment has produced plural justifications and reasoning.

キーワード：自然災害、土地、インドネシア、慣習法

1. はじめに

2004年インド洋津波被災地であるアチェは、スマトラ島北部にある自治権が認められた州である。津波前までは、インドネシア軍とGAM（自由アチェ運動）の間で激しい紛争があったことで知られていた。しかし、津波による被害の大きさから和平協定を以ってこの紛争は終結した。1976年から始まった紛争は、20世紀の終わりから激しさを増し、¹⁾ その中で、2004年12月26日を迎えたのであった。

2004年12月26日、スマトラ沖を震源とする地震に続き起こった大津波は、インド洋沿岸地域を襲った。特に、アチェは大きな損害・損失を被った。アチェ州のみで死者・行方不明者は20万人を越えており(cf. BAKORNAS PBP n.d., cited in OCHA n.d.)、この数は、東日本大震災の死者・行方不明者数の約10倍であった。この災害で海辺にあった村々は特に深刻な打撃を受けた。

多くの死者を出し、壊滅的破壊を引き起こしたこの災害は、アダットと呼ばれる慣習法を含む複数の法が存在するインドネシア特有の問題を浮き彫りにした。Bowen(2003)が論じるような複数の法が存在する社会における自身の利益を正当化する論拠の問題を照らし出したのである。本論では、津波で大打撃を受けたバンダ・アチェ市の海辺の村、ウレレで起きた土地の所有権を巡っての、被災者と地元政府の間の食い違う主張の分析を通して、被災者や犠牲者の相続人およびこの問題に関わった公務員たちが、持ち主がいなかった土地の占拠を巡って、如何に自身の見解や利益を正当化しようとするのかということを示す。

* 鈴鹿国際大学、文化人類学 (Suzuka International University, Cultural Anthropology)

ウレレの一部は、津波被災後、民家の建設が禁止されている。このため、津波前ここに住んでいた人々やその相続人たちは、アダットに基づいた土地所有を主張し、補償金の支払いを要求したのであった。

他のインドネシアの地域と同様、アチェのアダットは、人々の生活の様々な側面に関わる。例えば、イスラム教の祝いを含む様々な儀礼、衣服、食物、財産に関する慣習、法的な価値観といったものである(Ismail 2009:5-7)。成文化されていないものの、アチェでは、アダットもイスラム法と共に認められている。アチェ特別州法(2000年7号)には、「アダットは、特別州のコミュニティの繁栄のための社会・文化的価値である(筆者訳)」とある。Ismail(2007)によれば、アダットは、基本的には、コミュニティの内部で調和を以って問題解決を図る場合に使用され、村のリーダーたちは、アダットを用いた問題解決を行うことが期待される。裁判沙汰にせず、問題を解決しようとする場合、警察も、アダットに基づく話し合いを用いることもある。

こうして村の中の問題解決に用いられるアダットであるが、本論で扱う被災後に起きた土地に関する問題では、村外の権力に対してアダットに基づいた土地所有権が主張され補償金が要求されたため、アダットのみに基づいた問題解決はなされていない。村の中のみでの解決も図られず、市や地区もこの問題の当事者となっている。そして、村民が持ち出すアダットとともに、国の法による土地所有のあり方も、当該事例では主張されている。

ウレレにおいて生じた土地問題は、アダットとインドネシアの法の問題である一方、インドネシアの法内部の問題でもある。他の国同様、インドネシアでも、土地が登記されることによりその所有が明確になる。また、所有者がいない土地は、国の土地とされる。しかし、常に人々が、自身が所有すると考える土地を登記してきたわけではない。登記が強制されるわけではなく、また、費用もかかることから、コミュニティ内ではアダットに従った土地のやり取りがされることが少なくない。この場合、土地が登記されないのが一般的である(International Development Law Organization n.d.: 78)。こうしたアダットに基づく土地所有は、オランダ植民地支配以前から現在に至るまで存在している。国の法においても、慣習法つまりアダットは認められている。登記されていない土地に対する個人の所有のあり方も、アダットや国の法によって保障されているのである。

しかし、国が所有するという土地に対し、アダットによる個人の所有も認められているとなれば、当然、どちらが優先されるのかという問題が生じる。更に、ウレレを含む被災地では、アダットあるいは国の法に基づいた土地のやりとりに関する記録が失われてしまったり、土地の境界が破壊されて不明になったりして、土地所有をめぐる問題をより複雑にしてしまっている(International Development Law Organization n.d.: 78)。本論で扱う事例では、結果的には、裁判により被災者側に補償金が支払われることになった。しかし、裁判後も地元政府と被災者の間の土地所有権についての捉え方の違いは続いたままであった。

2. 津波グラント・ゼロ

2004年12月26日朝、海辺にいた人々は奇妙な現象を目撃した。海の水が引いて魚が砂地を跳ねているのである。スマトラ沖を震源にする地震とこの出来事の後には、津波がアチェを襲ったのであった。

バンダ・アチェ市の海辺に位置する村、ウレレは、津波グラント・ゼロと呼ばれ、津波の直撃を受け大きな被害を出した地域である。生存者は、村の人口の1/8しかいないと言われている。これは、津波当時、ウレレを離れていた人や海に漁に出ていて難を逃れた人々も含めた数である。(村の書記らによれば、ウレレの世帯の約半数が漁業を生業としていた。) 2002年の統計によると、ウレレの人口は3,354人である (Badan Pusat Statistik Kota Banda Aceh n.d.:10) ので、400人ほどが生き残ったということであろうか。²⁾



図1. 津波被災前(2004年6月)のウレレ 出典: Google Earth

ウレレは、津波当時、4つの集落からなっていた。そのいずれにも魚の名前が付いている。カカップ、トンコル、バワル、トゥンギリである(図1参照)。³⁾ カカップとトンコルは、陸とは橋で繋がっており、陸側にあるバワルやトゥンギリと比べ集落としての歴史が浅い。バワルやトゥンギリは、ラジャが住んでいたところと言われており、その子孫が今でも残っている集落であるのに対し、カカップとトンコルが成立したのは、20世紀も後半になってからである。

ウレレの村民たちによれば、トンコルとカカップに多くの人々が住み始めたのは、1970年代後半以降のことである。それ以前は、政府の施設以外には、数軒の民家しかなかったという。古くからウレレに住んでいた人々によると、一般人の住居がひしめき合うようになったきっかけは二つある。1979年にサバン島への定期船がウレレから出るようになったことと、1980年代前半のバンダ・アチェを流れる運河の護岸工事のためである。工事によ

り立ち退かねばならなかった川辺に住んでいた人々がカカップやトンコルに移り住んだのであった。

こうして移住してきた人々は、アチェ人に限らなかった。バタック人もいれば、ジャワ人もいた。彼らは、村長に許可を得て、空いている土地に家を建てた。当時既に廃線になっていた鉄道の土地を使用する者もいれば、全く誰も使用していないし、所有者もない木が繁った土地を利用する者もいた。中には、土地を買って住みつくる者もいた。新しく建てられた家々の中には分厚いコンクリートで出来た二階家もあったが、個人が自身で材木や煉瓦を集めて建てた家も少なくなかった。こうした家々の中には、一部が水の上にかかるように建てられていたものも珍しくなかった。水際に住んでいた人々は、経済的な余力ができると土を買って海を埋め立て敷地を広くしていくのを楽しみにしていたという。

しかし、トンコルとカカップは、2004年12月26日を境に民間人が住居を建設できる場所ではなくなってしまった。50cmの地盤沈下が確認され、一部の土地は、水没してしまっていた。政府はトンコルとカカップを一般人の住居建設禁止地域とした。一方で、被災後、両集落には、政府の施設や観光施設、港湾施設が整備されていった。道路も、被災前の4mから32mに拡張された。こうした中で、トンコルあるいはカカップに住居を持っていた8人の被災者や相続人に土地に対する補償金が支払われた。しかし、そのほかの者には支払われなかった。彼らは、土地の所有も認められなかった。その結果、81世帯が補償金請求のための集団を結成し、2008年まで土地の所有権をアダットに基づき主張したのであった。

3. 土地所有に関する政府の見解

バンダ・アチェ市や復興庁は、カカップとトンコルの土地は国の土地、あるいは政府の土地であると主張する。国の土地であるか、政府の土地であるかは、答える人によって異なる。両者が区別されていない場合もある。被災後立てられた政府の土地所有を示す看板には、政府の土地であると書かれているため、所有者不明の土地は政府の土地であるという認識が当たり前のものとなっている可能性もある。いずれにしても、政府側は、トンコルとカカップにおける個人の土地所有権に対しては疑問を持っていた。

例えば、2008年8月のインタビューで、復興庁の土地部門に勤務していたE氏（仮名）は、ウレレのトンコルとカカップの土地問題について、「政府の建物が建っていたところである。つまり、政府の土地であったところ。そのうち住民の中にその土地が自分の土地であると言う者が出てきた」と述べる。彼女が言うには、復興庁は、既に補償金のための資金を得ており、住民に下りるようになっている。現在、土地問題に関して、政府は、地区長を含めた協議会を形成しこの問題に当たっていると言う。復興庁は、地元政府の決定に補償金の配分を委ねる意図があることを示すものの、土地自体は、政府の土地であるとみなしている。



図2 海辺の土地に建てられたバンダ・アチェ市政府所有地を示す看板（撮影者：齋藤 千恵）

同じ頃のインタビューで、市役所の土地部門の責任者であるB氏（仮名）は、トンコルとカカップの土地は政府の土地であるが、ここのかつての住民の中には、土地証書をもつ者がいると述べる。これを持つ人々には補償金が支払われていると言う。一般的に、トンコルとカカップの住人たちはリロケーションし、そこで、復興住宅を得ているということであった。復興住宅を得たということは、建物が建っている土地もやがて所有することになることを意味する。⁴⁾つまり、代替地を得ることになるのである。B氏は、人々が土地を所有していたということを証明できれば、政府はいつでも補償金を支払う用意があると言う。但し、土地に対する税金の支払い証明書は、法に従えば、土地を所有していた証拠にはならないと断る。というのは、「税務署は、支払われれば受け取る」からである。土地に対する税は、彼らが津波後支払い始めたもので、これは、税という少しの金額を払うことで、補償金という大きなものを得るためではないかと、彼は推測する。これに加えて、現在補償金を請求している人々は、ほとんどが相続人であり、もともとその土地に住んでいた人々が土地とどういった関係を持っていたのか知らないから、所有権や補償金を言い立てるのであろうと述べる。いずれにせよ、土地を所有していたことを証明できたならば、補償金についての交渉を行う用意があるということであった。

トンコルとカカップに住んでいた人々と土地の関係を相続人たちは知らないというB氏の言葉は、結局、元住民の土地所有を否定するものであり、所有自体証明できないだろうということを示している。新たに就任したウレレの村長も同意見であった。新村長は、元住民たちとトンコルとカカップの土地の関係についての見解を1980年代に遡って示す。村長が話したのは、大勢の人々がトンコルやカカップに住み始めた頃のことであった。彼によれば、1982年に街に流れる運河を整備するため、川岸に小さな家を建て住んでいた人々がそこを追い出され、その多くがウレレに移ってきたという。当時の村長は、人道的な目的で、土地の利用を許可した。このとき、使わせた土地は、政府の土地か誰の土地か、所有者がはっきりしない土地であった。人々は、そこに家を建て住み着いたが、村長との間に、村がその土地を使用すると決めたときには、その土地を返さねばならないという約

束が存在したと言う。新しい土地に来たら、まず、村長に報告しなければならず、そのため、村長と新しい住民との間に、こうした約束が出来やすかったとする。こうした約束は、当時の村長が津波で行方不明になっているため、明るみに出てきていないと言う。

この様に、2008年8月の時点では、村長を含め政府側には、土地証書を持たないトンコルとカカップの元住民や相続人の土地所有権が認められるとした者はいなかった。土地証書が唯一の土地所有を示すものとして考えられたのである。しかし、その後、2008年の内に、生き残った村の長老や津波前の地区長等が証言をし津波前の土地に関する状況が確認された。そして、ムラクサ地区役所の記録によれば、2008年の内に開かれた裁判で、63人が土地に対する補償金を得た。この内、土地証書を持っている者が450,000rp/m²を得、持っていない者は、その半分の補償金を得た。補償金が支払われた理由は、地区役所によれば、「土地自体は、国の土地であるが、人々は、20年以上そこに住み続けその土地を守ってきたから」というものであった。

この補償金支払い理由は、政府側には住民の使用権が認められたものとして受け取られている。2008年の時点でウレレの村長によれば、アダット所有権イコール使用権であるという。判決後、土地局も、トンコルとカカップの土地は登記してなかったものの、国の土地であると述べる。港湾エリアに属しているのも、個人の所有になることはないと言う。人々が海縁の土地に対しても所有権を主張していたことから「波打ち際の土地の所有はあり得ない」と言う。しかし、補償金が出たのは、そこに人々が20年以上住んでいたことへの補償であるとする。

4. 元住民側弁護士的主張

一方、元住民と相続人が頼んだ弁護士は、インドネシアの法により元住民らの土地所有権は保障されるし、アダットに基づく土地所有も認められるとする。弁護士は、これを、陸海空に関するインドネシア共和国憲法第33条第3項を根拠にして説明する。⁵⁾彼の説明によれば、この条文の目的は国民の利益や繁栄である。そして、「オランダ植民地時代、陸海空は全てオランダの所有であったのに対し、インドネシアの法では、陸海空は国が所有しているわけではなく、国は使用することのみできる。オランダ統治時代は、アダット権は認められないものであったが、インドネシア国家のもとでは、これは認められる」と主張する。国は、土地を支配・管理する権限を持つだけだと言う。

彼が述べるには、所有権には、建設権、使用権、事業権、借地権、開墾権、果実採取権が含まれており、これは、土地基本法（1960年第5号）にも認められている。そして、これらの権利は、土地証書がなくとも認められるということである。土地登記に関する政府規則24/1997年24条2項によれば、20年にわたって善意を以て空いている土地を占有している場合土地証書を得ることができるという。⁶⁾基本にある考えは、政府は組織として

土地を管理するという点で、この考え方は、オランダ統治時代と異なる点であると弁護士は述べる。国による管理権には、二種類あり、ひとつは、国の土地で未開墾地に対して、もうひとつは、土地の上にあるものに対する権利である。この建物がある土地に対して、政府は使用権か借用権があるのみである。国の所有権は、行政用語の中のみのものであり、国民のアダット権は尊重されるべきであると弁護士は主張する。⁷⁾

5. アダット土地所有権と元住民側の主張

こうして元住民側が頼んだ弁護士は、国の法に基づいた土地所有権を主張するが、元住民と相続人からなる土地に対する補償金請求のための集団は、国の法よりもアダットの方を強調し、アダットに基づく所有権を主張している。このアダット土地所有権とは何であろうか。ウレレの場合、この所有権は、森林地帯の土地に関するものではない。しかし、未開墾の土地に対してのものではある。アチェ・アダット協議会(Majelis Adat Aceh)によれば、アダットに従えば、こうした土地を、村の管理下で村民やその他の人々が自由に使用できる。そして、土地を開墾するための権利の行使は、所有権に通じるものである(Sulaiman and Syamsuddin 2007:131, 133)。同様に、元住民たちも、アダット土地所有権は、未開墾の土地を使用することから生じるとする。そして、このアダットに基づく土地所有権を、人々がインドネシア成立以前から持っている権利と捉えている。彼らの中には「祖先より由来するもの」と答える人々も少なくないのである。インドネシアが成立する前から元住民の祖先が住んでいたからその権利であるという答えも返ってくる。アダット自体、しばしば祖先からのものと言われ、尊重すべきものとして考えられている。トンコルやカカップの土地に関しても、実際に、補償金請求団の中には、オランダ植民地時代に土地を所有していたということを記した(と主張される)文書を持っている元住民もいる。⁸⁾しかし、大部分の人々は1970年代以降に、カカップやトンコルに住みはじめたのであった。

そして、補償金請求の当事者がアダット所有権として主張するものに関わる期間は、何代も前の祖先にさかのぼるほど長いものではなく、精々一代ほどのものである。その期間は、国の法のそれと5年しか違わない。しかも、当該のアダット自体かなり国の法に似ている。元住民たちが口々に言っていたのは、全く誰も所有してない空いた土地を開墾し、25年使用することで、その土地を所有できるというものである。実際、人々は、アダット所有権は国の法と変わらないと言う。但し、国の法にある「善意(*itikad baik*)」という項目は存在しない。元住民たちが主張するアダットによると、25年誰も占有していない土地を使用し続ければ所有権が発生することになるのである。

20年、あるいは、25年という年月に関わらず、アダットを尊重する、古くからあるアチェの慣習を尊重するという姿勢に元住民側は出ている。彼らや彼らのリーダーに、非アチェ人を含んでいてもである。しかし、一方で、元住民側には、政府の公務員たちが言う

様な所有のあり方、つまり、土地証書を持っていることが正当な土地所有のあり方であるという考えもある。

例えば、補償金請求団のリーダーの一人である Y 氏（仮名）である。彼は、50 代のバタック人で、州庁に勤務している公務員である。再婚して新しい妻と共に、妻の復興住宅に住んでいる。2008 年の時点では自身の復興住宅は得られていない。リーダーたちの集まりで、彼が話したことによると、津波前のトンコルには彼の家族の土地があった。これは、正確には、母の土地であり、被災後姉が相続していた。Y 氏によれば、4 代前の祖先であるグル・アブドゥラティフ・ハラフがウレレに来たことから彼の家族は始まる。バタック人である彼の祖先は、学校の教師であり、「尊敬された職業」を持っていたと Y 氏は述べる。この男性が、アチェの女性と結婚しウレレに住み着くこととなったのであった。津波により失われた土地は、もともとこの女性の親族から Y 氏の母の父に贈られた(*hibah*)土地であった。それが母に贈られ、姉が相続したのである。土地証書を持っていたが、それは津波で失われてしまっている。しかし、1972 年に祖父母がプライベート港所有に関する文書を村長からもらっており、そのコピーを姉が持っている。Y 氏によれば、それにも関わらず、政府は姉の土地を国の土地と主張するという。

Y 氏の話の中では、家族の歴史と共に、土地の来歴が語られる。彼自身、バタック人と名乗り、バタック人特有のマルガ（氏族）名も保持しているが、話の中では、バタック人の慣習よりもアチェの慣習に従った相続や贈与のされ方が示されている。家やその土地が娘に相続されるあり方や *hibah* という贈与のあり方がそれである。*hibah* とは、往々にして先祖から子孫に、親から子へという贈与を指し、*hibah* された土地は、売り買いの対象にはならず、家族の土地と見なされる。一定期間を経るとこの土地は、贈り主に返されるか、あるいは、贈られた者の所有となる。こうしたアチェの土地慣習を背景にしたより古い時代のことを家族の土地の歴史として持ち出すとともに、Y 氏は、政府からの土地所有の証拠も示そうとするのである。それは、津波により失われた土地証書であり、そして、プライベート港所有に関する文書である。Y 氏の主張の中には、インドネシア成立以前から続いていたと考えられる土地所有のあり方とともに、現代的な土地所有のあり方の両方が示されるのである。

同じ様に、古くからある土地所有のあり方と現代的なその両方を主張する人々は少なくない。例えば、ウレレから車で 10 分ほどの土地にリロケーションした H.A.氏（仮名）である。H.A.氏は、復興住宅に娘と共に住む 65 歳のアチェ人男性である。インタビューの際、彼は、トンコルにまだ民家がほとんどなく、電気も通っていない頃に妻子と共に移り住んだと述べた。「津波より 25 年以上前」、1970 年代のことであると言う。彼は、ウレレに来て、村長や地区長から許可を貰い、「国の土地」に家を建てて住んだ。その当時はそうして空いている土地を国民が使用できた。鉄道が既に廃線になっており、鉄道の土地に住

み着く人々もいたが、彼が住んだのは、木が生い茂った空き地であった。そこに家を建てたのである。H.A.氏によると、津波前には、土地を使用しているという文書を持っていたと言う。これが土地証書の代わりになるのではないかと彼は考えている。土地証書は、25年以上、その土地に住んでいたのでは出るはずであったと言う。

こうして H.A.氏は、1970 年代に彼が家族とトンコルに住みついたときのことを述べながら、当時の土地占有あるいは使用のあり方を語った。津波前に土地を所有していた、していなかったということで論争になっている問題は、もともと、政府、つまり、村長や地区長が関わっていたことであったのである。それは、つまり、政府のやり方でもあり、また、アダットによるものでもあったのである。

こうしてアダット土地所有権と政府が主張する所有のあり方の両方に基づいた主張をする人々がいる一方で、公務員の間違いや彼らへの不信、汚職を指摘することを通して自らの権利を主張する人々もいる。補償金請求団のリーダーの内、最年長の B.H.氏（仮名）は、補償金支払いを巡っての政府側の誤りを指摘する。彼によれば、以前、地区役所は、トンコルとカカップの土地が国の土地であると言っていたが、それにも関わらず 8 人には補償金が支払われている。そして、そのうち 1 人しか土地証書を持っていないと言う。彼が挙げる政府による間違いはこれに留まらない。B.H.氏は、補償金を請求する際に提出する書類を揃えたときのことを述べ、1972 年生まれの子孫である女性が、1966 年に相続したという書類を役所が発行したとする。更に、彼の話に出てくる政府の一番の過ちは、国民の土地に、勝手に警察の建物や道路を建設したことである。そして、オランダ語で書かれた文書を指差し、オランダ統治時代の土地使用について説明するのである。彼によれば、オランダ統治時代、インド人が「マレーシア」を経由してウレレに入り、空いている土地を使用し始めた。「土地証書」もある。しかし、当人もその家族も長い間ウレレにはおらず、その間に、土地の一部に警察の建物や道路が建設され勝手に使われてしまったのである。この「土地証書」を持つ男性は 76 歳になり健在であるが、彼に対してさえ、補償金は支払われていないという。

こうして B.H.氏は、単純な書類の間違いから人々の権利や利益を侵害する間違いまでを整然と並べていき、政府による間違いは、土地所有を巡る紛争では致命的なものであるということを印象付ける。政府は、トンコルやカカップに土地証書も無く住んでいた 7 人の元住民に補償金を出したのに、同じ様に津波前に住んでいたほかの人々には出していないのである。また、彼が、オランダ統治時代の「土地証書」と示した文書は、その場にいた者は誰も読むことができず、実際に、それが土地証書であるか確認の仕様がないうもの、植民地時代から特定の土地を家族の土地とみなし続けていた人々がいたというのはあり得ないことではないと思わせる。こうした事例を出すことは、インドネシア成立以前からの権利を主張することでもあり、1945 年に設立された新興国にとって考慮しなければならな

い問題を提示することでもある。

更に、政府や国にとっての問題は、汚職という言葉でも提起される。補償金請求団のリーダーの一人である S 氏（仮名）は、リーダーたちの集まりでのインタビューで、「政府で働いている人間は、人々を騙そうとしている」と言う。彼は、40 代の漁師である。復興住宅を求めつつも得ることができず、再婚した妻の復興住宅に住んでいる。津波前は、カカップに住んでいたと言う。母はメダン出身のキリスト教徒、父はアチェ人イスラム教徒で警官であった。彼自身は、アチェ人でありイスラム教徒である。カカップの土地は、父が買った土地であった。S 氏によれば、補償金はアダット権に基づくもので、このアダットは国の法と同じ内容である。一方で、彼の場合、津波前は土地証書が存在していたと証言する。しかし、津波でこれが紛失してしまったということであった。この土地を政府は国の土地と主張しているが、政府はそれを証明できないとも述べる。政府は土地を登記していなかったからである。

S 氏は、国の土地と住民の土地の間には当然境界があったと話す。彼にとって、それを示すのが、今では、1972 年から 1988 年までの土地と建物に対する納税票である（これは、B.H.氏らがアジア開発銀行に、補償金について尋ねた時に、税金の支払い証明書が土地所有の証拠となると言われたためである。）。ここに土地の面積などが記してあるため土地所有を証明できると考えているのである。彼によれば、津波後、政府はトンコルとカカップに住んでいた世帯には「土地証書を発行しない」という態度を貫いている。何故ならば、補償金の支払いのために使用されるからであると言う。このため、彼は、納税票に頼るのである。

S 氏は、既に、土地の補償金を受けるために、法律相談や国会、様々な役所にも訴えていると述べる。地区役所にも行った。地区長は、土地証書がなければ補償金は支払われないう。しかし、2008 年の 1 月に開かれた裁判では、アジア開発銀行から既に土地に対する補償金が行っているという資料を得た。これを、補償金請求団のリーダーたちは補償金が行っているのを待つばかりであったと解釈している。リロケーションするにも、まず、補償金が支払われるべきであると S 氏は主張する。そして、こうした問題が生じるのは、国や政府に問題があるのではなく、働いている役人に問題があるからであるとする。もし、補償金が支払われない状態が続くのであれば、彼は、自分の土地に戻り、小屋でも作るという。

国の法と土地所有に関するアダットは一致すると主張する S 氏は、こうして問題を公務員の汚職に据えている。被災後、国際機関を通して反汚職キャンペーンが行われていたこともあり、一般的に、被災者たちは公務員の汚職には敏感であった。それもあがるが、アジア開発銀行から政府に下りた補償金のための資金が自分たちのために使われていないという事実は、ひとつの疑問を被災者たちに抱かせる。国際機関が補償金のための資金を用意

しているのに、その金をそれを支払われるべき人々に支払わずに、一体どうするのかという問題である。結局、疑われるべきは公務員の汚職という論法を S 氏は用いている。トンコルとカカップの土地を政府がその計画の下に支配してしまい、そこにある自身の土地も自由にできず、かといって、復興庁も政府も代替地や復興住宅を与えないという、S 氏や一般の被災者たち自身ではコントロールできない事態に直面することにより出てきた批判である。S 氏の場合、津波前は土地証書を持っていたという政府が認める土地所有のあり方も語るが、それは、既に過去のもので、津波により土地証書を含む全てが失われてしまったのであった。土地証書の再発行も、トンコルとカカップでは行われることはなく、いずれにせよ、権力の下、被災者である自身は何もコントロールできないまま、他の人が得ることができた土地の補償金も復興住宅も得られずにいるのである。

この様に、土地に対する補償金請求をする集団内でも、土地証書があつての土地所有のあり方は正当な所有のあり方と考えられている。しかし、彼らの証言では、トンコルやカカップに住んでいた人々に対しては、新たに土地証書が発行されることはないのである。従って、これ以外の方法で土地所有を証明せねばならず、それは、アダットに基づく土地所有のあり方であり、それを支持する国の法ということになる。アダットに基づく土地所有のあり方は、場合によっては、インドネシア成立以前にも遡って主張されるのである。

6. 結び

補償金を求める集団の主張の根拠は、政府が正当と認める土地所有のあり方、つまり、土地証書の保持という要素も取り入れたものであった。津波で失われてしまった、あるいは、津波が来なければ土地証書が発行されるはずであったという主張も少なくない。その一方で、アダット所有権を主張する人々は、自身の権利の由来をアチェの文化やインドネシアの歴史に基づいて語る。アダットやインドネシアの法がそれを許すと考えるのである。そして、アダットに基づく土地所有は国の法と重なる部分が多いのであった。このために、国ではなく公務員の汚職が問題とされることにもなった。

政府は、元住民たちが主張するアダット所有権は使用権のことであるとするが、一方で、元住民たちは、現在でも自身が民間住居建設禁止になった地域にある土地を所有していると考え。2011年12月、カカップに住んでいた人々数人が集まったことがあった。これは、彼らの土地に遊技場を建設したいという人物が現れたためであった。ここに集まった人々の中には、未だに復興住宅を得ていない人もいたし、得た人もいた。しかし、いずれも津波以前住んでいたカカップの土地に対する補償金を貰っていない人たちであった。補償金に当てるはずの資金がなくなっており、拡張された道路に当たった土地にしか補償金は支払われていなかったのである。

集まった人々は、該当する土地には、民家は建設できないことから、賃料を取って貸し

た方がよいという結論に達していた。この結論の前提にあるのは、政府が決して土地証書を発行することがない土地ではあるが、自らが所有しているという認識である。彼らの間では、アダット土地所有権は使用权とは異なったものと考えられているであった。そして、自身の土地であるから、民家の建設はできないまでも、これをコントロールできるもののである。

付記

本研究は、科学研究費補助金(20251011)の助成を受けてなされた研究の一部である。

注

- 1) スハルト大統領時代末期の1989年に、アチェは軍事作戦地域として指定された。それから2年もしないうちに、軍により殺害されたアチェ人は1000人以上を数えるようになった。こうした抑圧は、スハルトが大統領の座を退いた後も続き、メガワティ大統領時代には、紛争を原因とするアチェ人死者数はむしろ増加した。一方で、1999年に、アチェ州自治法が通過し、2001年には、アチェに財政的な利益をもたらすナングロ・アチェ・ダルサラム法が施行された（Miller 2006:302, Reid 2010: 139-141）。この法律は、イスラム法実施や直接選挙というものも伴っていた（Miller 2006:302）。こうして自治権が認められる一方でインドネシア軍による弾圧がある状況は、津波被災まで続いていた。
- 2) ウレレ村役場によれば、ウレレの正確な死者・行方不明者数は不明である。
- 3) 津波前には、港の整備のため、アルアルという集落がなくなり、そこに住んでいた世帯には補償金が支払われることになっていた。
- 4) リロケーションした人々によれば、彼らはそこで復興住宅を得たが、10年後にしか家が建っている土地の所有者にはなれない。
- 5) インドネシア共和国憲法第33条第3項には、「土地と水、そしてその内部に存する天然資源は、国家が管理し、国民の最大限の利益の為に利用される（筆者訳）」とある。
- 6) 土地登記に関する政府規則24/1997年24条2項には、「第1項に挙げた証拠が全くあるいはもはや手に入らないときは、登記申請者やその前任者によって継続して20年あるいはそれ以上、物理的に当該土地の管理がなされているという事実に基づく。これには、a. この管理が当該の者によって善意を以ってなされていること、また、その土地に対する権利が公けにされていること、信用に足る人物の証言が伴っていること、b. 26条の中で述べられている告示の前とその間に当該の管理が社会の法であるアダットや村あるいは町あるいはその他の関係者により争われていないということが要される（筆者訳）」とある。
- 7) しかし、一方で、大統領令36号（2005）が出来て、補償金を支払わずに政府は国民の土地に建築物を建てることができるようになったという証言もある。様々な人々へのインタビューで得た情報によると、インドネシア中で、経済発展の名の下に、民衆から土地を没収することが行われており、同

様のことが紛争時代のアチェでも行なわれたと言う。

8) 弁護士によれば、オランダ植民地時代は、土地は国家の所有であったので、人々に土地所有を証明する文書は発行されなかった。

参考文献

Badan Pusat Statistik Kota Banda Aceh

n.d. *Kecamatan Meuraxa Dalam Angka 2002*. Meuraxa.

Ismail, Badruzzaman

2007 Pembentukan peradilan adat di Gampong-gampong. In B. Ismail (ed.) *Keistimewaan Aceh dari Sisi Adat Budaya*. pp. 301-318. Banda Aceh: Majelis Adat Aceh.

2009 *Panduan Adat Dalam Masyarakat Aceh*. Provinsi Aceh: Majelis Adat Aceh.

BAPPENAS

n.d. *Indonesia: Preliminary Damage and Loss Assessment: The December 26, 2004 Natural Disaster*. A technical report prepared by BAPPENAS and the International Donor Community.

Bowen, John B.

2003 *Islam, Law and Equality in Indonesia: An Anthropology of Public Reasoning*. Cambridge: Cambridge University Press.

International Development Law Organization

n.d. *Guardianship, Inheritance and Land Law in Post-Tsunami Aceh*. International Development Law Organization.

Miller, Michelle Ann

2006 What's Special about Special Autonomy in Aceh? In A. Reid (ed.) *Verandah of Violence: The Background of the Aceh Problem*. pp.292-314. Singapore: Singapore University Press.

OCHA

n.d. *Indonesia, Sri Lanka, Thailand: Earthquake and Tsunami OCHA Situation Report No.34*. (Internet, 5th May, 2013, <http://www.reliefweb.int/node/169972>).

Reid, Anthony

2010 Aceh: Memories of Monarchy. In *Imperial Alchemy: Nationalism and Political Identity in Southeast Asia*. pp.115-144. Cambridge: Cambridge University Press.

Sulaiman, Isa and Syamsuddin M.S., eds.

2007 *Pedoman Umum Adat Aceh (Peradilan dan Hukum Adat)*. Nanggroe Aceh Darussalam: Majelis Adat Aceh.